

指定保税地域の追加指定に関する公告

関税法第 37 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、下記のとおり福山港コンテナターミナル指定保税地域の追加指定を行ったことから、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 3 日

神戸税関長 馬場 義郎

記

1 指定保税地域として追加指定を行った土地及び施設（岸壁）

(1) 土地

名称：福山港コンテナターミナル指定保税地域
(福山港箕島コンテナターミナル)

所在地：広島県福山市箕沖町 1 1 番
広島県福山市箕沖町 1 1 番地先

面積：10,515.99 平方メートル

区域：広島県福山市箕島字黒岩 470-1 の国土地理院三等三角点「蓑嶋」(北緯 34 度 26 分 41 秒 7393, 東経 133 度 24 分 36 秒 7488) から 61 度 30 分 2 秒の方向へ引いた線上 1,171.88 メートルの地点 P1 を起点として、同地点から 119 度 35 分 6 秒の方向へ引いた線上 188.30 メートルの地点 P4、同地点から 209 度 25 分 4 秒の方向へ引いた線上 115.05 メートルの地点 P5、同地点から 299 度 25 分 5 秒の方向へ引いた線上 48.30 メートルの地点 P6、同地点から 29 度 25 分 5 秒の方向へ引いた線上 80.00 メートルの地点 P7、同地点から 299 度 25 分 5 秒の方向へ引いた線上 140.00 メートルの地点 P8 と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地 10,515.99 平方メートル。

(2) 施設（岸壁）

名称：福山港コンテナターミナル指定保税地域
(福山港箕島コンテナターミナル)

所在地：広島県福山市箕沖町 1 1 番地先

面積：169.47平方メートル

区域：広島県福山市箕島字黒岩470-1の国土地理院三等三角点「蓑嶋」
(北緯34度26分41秒7393, 東経133度24分36秒7488)から
61度28分38秒の方向へ引いた線上1,172.64メートルの地点P2
を起点として、同地点から119度35分6秒の方向へ引いた線上
188.30メートルの地点P3、同地点から209度25分4秒の方向
へ引いた線上0.90メートルの地点P4、同地点から299度35分6
秒の方向へ引いた線上188.30メートルの地点をP1と起点とを順
次結んだ線によって囲まれる土地169.47平方メートル。

2 追加指定適用年月日

令和8年4月1日